

寝屋川市福祉のまちづくりひろば設置要綱

(設置)

第1条 第三次寝屋川市地域福祉計画に関して、地域福祉の推進を図るための意見交換等（情報及び意見の交換をいう。以下同じ。）を行い、もって福祉のまちづくりに資するため、寝屋川市福祉のまちづくりひろば（以下「ひろば」という。）を設置する。

(担当事務等)

第2条 ひろばは、地域における福祉課題及び当該課題への対応その他地域福祉の推進に関する事項について、意見交換等を行う。ただし、ひろばは、合議体として、諮問に対する答申、意見の具申等を行う機関ではない。

(構成)

第3条 ひろばは、次条第1項に規定する参加者50人以内をもって構成する。

(参加者)

第4条 ひろばの参加者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 公募による市民（寝屋川市の区域内に在る事業所又は学校に勤務し又は通学する者を含む。）
 - (2) 寝屋川市の区域内において福祉に関する活動を行っている団体の構成員
 - (3) 社会福祉法人寝屋川市社会福祉協議会の職員
 - (4) 寝屋川市の職員（福祉部所属の職員に限る。）
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、福祉部長がひろばの担当事務を勘案して参加を求めらる者
- 2 参加者は、ひろばにおける意見交換等が非公開とされた場合には、当該意見交換等の内容を漏らしてはならない。ひろばの解散後も、同様とする。
- 3 参加者には、報酬その他のいかなる給付も支給しない。

(ファシリテーター)

第5条 ひろばにおける活発な意見交換等を促進するため、ファシリテーター1人を置く。

- 2 ファシリテーターは、ひろばにおける意見交換等の進行を担うものとする。

3 ファシリテーターには、予算の定めるところにより、報償金を支給する。

4 前条第2項の規定は、ファシリテーターについて準用する。

(招集)

第6条 ひろばは、福祉部長が適宜に招集する。

(公開)

第7条 ひろばにおける意見交換等は、公開する。ただし、福祉部長が非公開とすることを相当と認めるときは、この限りでない。

(庶務)

第8条 ひろばの庶務は、福祉部福祉総務課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、ひろばの運営に関し必要な事項は、福祉部長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。